

【令和7年4月1日～】入院時の食事負担金の変更について

今般の食材費等の高騰をふまえ、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、令和7年4月1日より下記のように負担金に変更になるため、ご理解の程よろしく申しあげます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並み III	1食につき 490円	1食につき 510円
区分イ	現役並み II		
区分ウ	現役並み I		
区分エ	一般		
区分オ	低所得 II	1食につき 230円	1食につき 240円
	低所得 I	1食につき 110円	変更なし